

作品レンタル契約書

第1条（目的）

本契約は、アートスケープ有限会社（以下「乙」といいます）代表取締役彫刻家野島泉里（以下「野島泉里」といいます。）が制作した芸術作品（以下「作品」といいます。）のレンタルを希望する者（以下「甲」といいます）に対して、サブスクリプション形式でレンタル提供することを目的とします。

甲と乙とは、本契約にあたり、以下を確認する。

- ① すべての作品が、作者である野島泉里が心を込めて作った芸術作品であること
- ② 作品のレンタルは、作品を心から愛でてくださる方の生活を明るくし、豊かなものにするためのものであり、本契約は甲が作品を心から大事にしてくださる方であることが大前提であること
- ③ 甲と乙は、甲乙双方が上記目的を理解・確認したことから、乙作品のレンタルサービス利用を申し込み、乙はこれを許諾するものであること
- ④ 甲と乙は、本契約が野島泉里作品の商業利用を目的とするものでないこと

第2条（サービス内容）

- 1 乙は、甲に対し、本契約に基づき選定された作品をレンタルに提供します。このレンタルサービスには、野島泉里が制作した絵画、彫刻、陶芸品など、多岐にわたる芸術作品が含まれます。作品の選定は、契約開始時において、甲の希望に基づいて乙が承諾することで成立するものとします。
- 2 甲は、レンタル期間中、作品を適切な場所に展示することができ、野島泉里の作品を通じて芸術的価値を享受することができます。
- 3 甲は、作品を大切に扱い、一時的に保管する責任を負います。

第3条（レンタル期間と料金）

- 1 作品のレンタル期間は、契約成立後1年間とし、次項による終了がない限り、期間満了時において自動的に1年間の更新がなされるものとします。
- 2 甲は、レンタルの更新をしない場合には、期限満了の1か月前までに、乙に対して終了の通知を行わなければならない、期限満了の1か月前までに更新しない旨の通知がない場合には期間満了時において1年間の契約更新がなされます。
- 3 レンタル料金は、甲が選択した下記月プランにより、甲は契約開始時に初回分を支払うものとし、次月以降、毎月1日限り、当月分の月プランに基づく利用料を支払います。なお、乙の指定するクレジット払いによる場合には、毎月1日限りの支払期限を、同月内においてクレジット契約による引落日とします。

月額	円プラン（年額	円）税別
----	---------	------
- 4 レンタル料金の支払いが3か月分以上遅滞した場合には、乙は本契約を解除することができます。その場合、甲は、直ちに作品の返却を行うとともに、1年分に相当するレンタル料についての賠償義務を負います。また、甲が支払停止、差押、仮差押え、滞納処分を受け、あるいは破産申立を行った場合には乙は直ちに契約を解除することができます。

- 5 契約が、レンタル期間の満了により終了した場合は、甲は、乙に対し、期間満了日から14日以内に作品を返却しなければなりません。返却は作品が乙に到達した日を返却完了日とします。返却にかかる費用は甲の負担とします。返却が、期間満了後14日以内に行われない場合には、14日経過後からレンタル料の倍額の違約金が発生します（※1日でも経過した場合には、月額単位のレンタル料の倍額の違約金が発生し、日割り計算はありません。）。

第4条（作品の運送）

- 1 乙は、本契約により、甲に作品を配送する場合には、作品の種類に応じて適切な梱包材を使用し、適切な方法により梱包を行い、指定された場所に配送します（運送にかかる費用は甲の負担とします。）。また、大型で設置・運送にサポートが必要な作品（乙により設置方法や搬送方法に指定がある作品、あるいは同指定がない作品であっても甲が設置や搬送について乙の協力を希望する作品）については、甲は通常の運送料の他に、設置料（交通費・宿泊費・日当を含む）、特殊機器利用料等を支払うものとします。
- 2 レンタル期間終了後、甲が乙に作品の返却を行う場合には、前項で乙が配送したものと同一梱包材を使用して乙に返却することとします。また、大型で設置・運送にサポートが必要な作品（乙により設置方法や搬送方法に指定がある作品、あるいは同指定がない作品であっても甲が設置や搬送について乙の協力を希望する作品）については、甲は通常の運送料の他に、撤去料（交通費・宿泊費・日当を含む）、特殊機器利用料等を支払うものとします。
- 3 甲が適切な梱包を行わずに輸送した結果、作品に破損等が発生した場合、甲の過失があるものと見なします。

第5条（作品の破損・損失）

- 1 甲はレンタルした作品を慎重に扱うものとし、甲の過失により破損・損失が発生した場合には、修復不能な損害を除き修復費用を全額負担するものとします。また、作品が完全に失われた場合は、その芸術的価値に相当する金額（サブスクリプションの月額金額の60月相当額とします。）を弁済するものとします。
- 2 修復不能な損害については、甲と乙の協議により弁済額を定めます。この額は、作品の市場価値、芸術的重要性、代替不可能性を考慮して算出されます。ただし、作品が完全に失われた場合は、その芸術的価値に相当する金額（サブスクリプションの月額金額の60月相当額とします。）を上限とします。
- 3 甲は、作品の種類に応じて、特に以下の点には注意を払います。
- 【石彫作品】角の欠け ひっかき傷 落下による損壊
 - 【木彫作品】落下やぶつけることによるへこみ ひっかき傷
 - 【陶 作 品】角の欠け 落下による損壊
 - 【額 縁】日焼け 落下による額縁の損壊 アクリル板のひっかき傷
- 4 甲は、レンタル中に上記の破損が発生した場合、乙に直ちに報告するものとします。

第6条（作品保管における注意事項）

甲は作品を安全で適切な環境に保管し、直接日光や高温多湿、ほこりが多い場所を避けるよう注意します。作品が特別な保護を必要とする場合、甲は乙の指示に従うものとします。

また、甲は破損や汚れを防止するために、特に、下記の点に十分ご留意するものとします。

- ① 子供の手の届くところに作品を置かないこと。
- ② 作品の設置は安定した場所とすること。
- ③ 背中や肩が触れるような狭い場所には置かないこと。
- ④ キッチンなど調理の際の油が堆積するようなどころには置かないこと。
- ⑤ 野外には置かないこと（屋外設置を予定する作品は除く。なお、屋外設置の場合には、盗難防止のために十分な注意を払うこととし、盗難があった場合には作品が紛失したことによる損害の賠償をしなければなりません。）

第7条（作品の展示方法）

- 1 甲は、作品の展示に際し、適切な方法で作品を展示します。特に、作品の展示場所、照明、湿度、温度などの環境条件については、作品の保存状態を維持するために重要であるため、作品に応じて乙が指定した環境条件を遵守します。
- 2 甲が商業施設やギャラリーにおいて作品を展示する場合、乙に事前に場所や環境についての報告をし、乙の承認を得るものとします。乙は、展示環境が作品に適さないと判断した場合、展示方法や環境を変更するよう甲に求める権利を有します。
- 3 展示中における作品の破損・盗難は、甲の過失によるものとみなします。

第8条（作品の盗難や損失）

- 1 甲は、レンタル中の作品が盗難や不可抗力による損失に遭った場合、直ちに乙に報告するものとします。
- 2 甲が盗難や損失に備えて保険に加入している場合、保険金の請求に必要な手続きを乙と協力して進めるものとします。保険金が支払われた場合、その額は乙に直接支払われるか、甲が乙に賠償金として支払うものとします。

第9条（再レンタル・契約譲渡等の禁止）

甲は、乙の書面による事前の承認なくして、レンタル作品を第三者に再レンタルしてはいけません。また、甲は、乙の書面による事前の同意を得ることなく、本契約に基づく自己の権利または義務を第三者に譲渡、委譲、または担保に供することを禁じます。

甲がこれらの規定に違反した場合、乙は、本契約を直ちに解除することができます。この場合、甲は、乙に対し、サブスクリプションの月額金額の60月相当額を違約金として支払わなければなりません。

第10条（著作権の扱い）

- 1 甲は、野島泉里の作品に含まれる著作権を尊重するものとし、乙または野島泉里の書面による明示的な許可なくして、作品を複製、配布、公開、または商業利用することを禁じます。この規定は、作品の写真撮影、デジタル化、オンラインへの掲載を含みます。

- 2 乙は野島泉里の作品の著作権を保持・管理し続けるものとし、甲にはレンタル期間中のみ展示する権利が与えられます。レンタル期間終了後、甲はいかなる形式でも作品の使用を直ちに中止するものとします。
- 3 甲が、野島泉里の著作権を侵害した場合、甲は著作権侵害により、乙または野島泉里に与えた損害の賠償を行うものとします。

第11条（作品の販売オプション）

- 1 甲は、1年ごとのレンタル期間終了時に、乙の作品を購入するオプションを有します。
- 2 購入の意思がある場合、甲はレンタル期間終了の30日前までに、乙に対し、購入の意思を通知いたします。
- 3 前項の場合、乙は販売価格を決定して甲に通知します。

第12条（機密保持）

- 1 本契約に関連して甲が知り得た乙の業務、技術、作品に関する情報は機密として扱い、第三者に開示または利用することを禁止します。この機密保持義務は、契約終了後も無期限に継続するものとします。
- 2 機密情報には、作品の制作方法、材料の情報、販売戦略、契約条件などが含まれます。乙はこれらの情報を厳重に管理し、不正アクセスや漏洩から保護するための適切な措置を講じるものとします。

第13条（個人情報の取り扱い）

甲の個人情報は、本契約の範囲内でのみ使用し、乙は甲の個人情報につき第三者への無断提供をしてはならず、個人情報の取り扱いに関しては適用される保護法規に従い、甲のプライバシーを尊重するものとします。

第14条

本契約に関連して甲乙間に生じた一切の訴訟については、長崎地方裁判所島原支部のみを専属的合意管轄裁判所とします。

本合意の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙各1通所持する。

令和 年 月 日

甲)

住所

氏名

乙) 〒855-0076

住所 長崎県島原市上折橋町甲1445-1

氏名 アートスケープ有限会社

代表取締役（彫刻家） 野島泉里